

※ このお知らせは、平成29年度厚生労働省予算案に基づくものです。

従業員の受入れをお考えの事業主の皆さまへ

**平成29年3月31日をもって
労働移動支援助成金（キャリア希望実現
支援助成金（生涯現役移籍受入支援））
は廃止を予定しています。**

労働移動支援助成金（キャリア希望実現支援助成金（生涯現役移籍受入支援））は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳を超えて働くことができる事業所において、移籍または在籍出向から移籍への切り換えにより中高年労働者を受け入れた事業主に対して一定額を助成するものです。

**この助成金は、平成29年3月31日で廃止の予定です。
その場合、4月以降の取扱いは次のようになります。**

すでに支給対象となる
方を受け入れた事業主

4月以降でも支給申請が可能です。

新たに利用をお考えの
事業主

**支給対象となる方の受入れ日が、
平成29年3月31日までの場合は、
4月でも支給申請が可能です。**

(注) 支給申請は、受入れ日（移籍した日又は在籍出向から移籍へ切り換えた日）の翌日から起算して6か月後の日から2か月以内に行う必要があります。

労働移動支援助成金（キャリア希望実現支援助成金（移籍人材育成支援））
(※) は、現時点で廃止の予定はありません。

(※) 他の事業所から移籍若しくは在籍出向から移籍への切り換えによって労働者を受け入れ、その労働者に職業訓練（Off-JTのみ又はOff-JT及びOJT）を行った事業主への助成